

古賀市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
ししぶ駅東口	福岡県古賀市美明2丁目18-23先	古賀市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「のるーと古賀」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	古賀市地域公共交通会議を経て、令和4年9月21日合意
花鶴丘郵便局前(南向き)	福岡県古賀市花鶴丘1丁目10先			
花鶴丘郵便局前(北向き)	福岡県古賀市花鶴丘2丁目1-13先			
花鶴丘2丁目(南向き)	福岡県古賀市花鶴丘2丁目10-15先			
花鶴丘2丁目(北向き)	福岡県古賀市花鶴丘2丁目15先			
花鶴丘3丁目(南向き)	福岡県古賀市今の庄3丁目1-1先			
花鶴丘3丁目(北向き)	福岡県古賀市花鶴丘3丁目5-2先			
花鶴丘団地口(南向き)	福岡県古賀市古賀82-10先			
花鶴丘団地口(北向き)	福岡県古賀市花鶴丘3丁目11-3先			
古賀駅前	福岡県古賀市天神1丁目1-1先			
古賀駅東口	福岡県古賀市駅東3丁目2-1先			
古賀橋(第一)	福岡県古賀市駅東1丁目4-12先			